

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第13条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

〔審査会〕 日時 令和3年2月3日（水） 午後4時
場所 庁議室

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、全体の奉仕者であることを自覚し、不断に倫理の高揚に努めることが求められている。しかし、今般の度重なる不祥事は、公務に対する市民の信頼を著しく損ねる結果となったことは、職員倫理の確立に向けた施策がなされているとは言い難く、石垣市には猛省を促すとともに、再発防止に努めるよう要望する。

その他の運用状況については、職員への周知が図られており、条例及び規則に沿って適切に運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが条例制定の趣旨である。そのためにも、条例、規則に基づいた報告等を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望する。

- ① 職員は、一人ひとりが市民から負託を受けた公務員であることを自覚し、公務内外を問わず、責任ある行動を取るよう要望する。
- ② 現金等の収納事務処理については、各所属における収納事務に沿った事務処理マニュアル及びチェックリスト等を作成し、職員間で情報を共有し、適正かつ厳正な公金等取扱事務の徹底に務めること。
- ③ 各業務における個人情報の取り扱いについて、適正な管理の徹底を図ること。
- ④ 職員がソーシャルメディアを利用し行政情報等を発信する際は、発信内容について慎重に検討を重ねた上で、より効果的な活用が図られるよう、引き続き職員一人ひとりに自覚を促すよう周知徹底を図ること。

- ⑤ 職員の交通法規の遵守及び飲酒運転防止については、引き続き周知徹底を図ること。
- ⑥ 職員の服務規律の確保等については、引き続き周知の工夫を図り徹底すること。

令和3年2月3日

石垣市職員倫理審査会

会長 宮 良 清 盛

委員 大 田 守 宣

委員 宮 良 和 美